

## 社会福祉法人 路交館 役員等報酬等規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 路交館（以下、「当法人」という。）の定款第8条及び第21条ならびに定款施行細則第7条規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的として、社会福祉法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、これに評議員及び評議員選任・解任委員会委員を含めて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務遂行上の対価として役員等が受けとる財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬は、当法人の役員等としての職務遂行の対価に限られ、この法人の職員として受け取る財産上の利益を含まない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行にともない発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給することがある。

### (報酬の額の算定方法)

第4条 役員等の報酬の決定については、評議員会の決議によって定められた報酬額の範囲内において、評議員会において定められた報酬の支給の基準に従うものとし、監事を除く役員に対する報酬の額は月額50万円までの範囲内で、理事会において決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事のうち、税理士又は公認会計士の資格を有する者に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

### (報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 理事会等開催時の参加交通費及び出張時の旅費については「社会福祉法人路交館 旅費規程」に準じて取り扱う。

2 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって法人の報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

この規程の改正は、2017年9月30日から施行する。

この規程の改正は、2018年4月1日から施行する。

別表 監事のうち税理士又は公認会計士の資格を有する者に対する報酬

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 1日につき（2時間以内）              | 20,000円 |
| 業務時間が2時間を超えたとき（超えた1時間につき） | 10,000円 |